大阪・関西万博 自転車アクセス協議会　規約

（名称）

第１条　本会は「大阪・関西万博 自転車アクセス協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、２０２５年日本国際博覧会（以下「万博」という。）において、自転車・電動キックボード等（以下「自転車等」という。）の安全で円滑な来場方法の検討等を行うことを目的とする。

（検討調整事項）

第３条　協議会は、次の事項について検討等を行う。

１．万博会期中の自転車等のアクセスに関すること

２．自転車等による来場者の交通安全対策に関すること

３．その他必要な事項

（構成）

第４条　協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

　委員の追加と変更は、協議会の承認を得るものとする。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、第３条に定める事項が終了するまでとする。

（守秘義務）

第６条　委員は協議会で知り得た内容、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

（会議の公開）

第７条　協議会は、原則公開とする。但し必要に応じて協議会、配布資料、議事について非公開にすることができるものとする（非公開は、協議会の委員の総意によるものとする。）。

（事務局）

第８条　事務局は大阪市建設局道路河川部、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会交通局交通部に置く。

（その他）

第９条　本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で決定する。

付則

この規約は、2023年10月6日から施行する。

この規約は、2024年11月5日から施行する。

［別紙］

大阪・関西万博 自転車アクセス協議会

　委員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 団体名 | 所属・役職 |
| （議長）  （副議長）    委員 | 大阪市 | 建設局　道路河川部長 |
| （公社）２０２５年  日本国際博覧会協会 | 交通局　交通部長 |
| 国土交通省 | 近畿地方整備局　道路部長 |
| 大阪府・大阪市 | 万博推進局　整備調整部長 |
| 大阪府・大阪市 | 大阪港湾局　計画整備部  防災・施設担当部長 |
| 大阪府 | 都市整備部　道路室長 |
| 堺市 | 市長公室　政策企画部長 |
| 堺市 | 建設局　サイクルシティ推進部長 |
| オブザーバー | 大阪府警察本部 | 交通部　交通規制課長 |
| （公財）大阪観光局 | 観光事業部  観光コンテンツ開発担当部長 |
| 事務局 | 大阪市 | 建設局　道路河川部 |
| （公社）２０２５年  日本国際博覧会協会 | 交通局　交通部 |